宇陀市老人クラブ連合会役員選任細則

(趣旨)

第1条 この細則は、宇陀市老人クラブ連合会会則(以下、「会則」という。)第 9条に規定する役員の選任について定める。

(役員の選任)

- 第2条 役員は、地域老人クラブ連合会の会長から、会則第14条に掲げる人数 (16名以内)を選任するものとし、会則第10条の規定により、総会におい て選任する。
 - (1) 会長及び副会長等の役員は、各地域順番制とし、榛原・大宇陀・菟田野・室生地域の順とする。
 - (2) 会長は、当番地域より選出する。
 - (3) 副会長は、次期当番地域の会長とする。
 - (4) 女性部長は、当番地域の女性部長とし、副会長を兼務する。
 - (5) 副女性部長は、次期当番地域の女性部長とする。
 - (6) 会計は、前会長当番地域の会長とする。
 - (7) 会計監事は、前々会長当番地域の会長と女性部長とする。
 - (8) 事務局長は、会長が当番地域から選任する。 附 則
 - この細則は、令和4年4月27日から施行する。